



2021年11月19日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 本多 裕 二
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営計画・人事・総務担当
鬼塚 崇 裕
(TEL 0942-38-3440)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2019年8月30日付適時開示「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する300万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定であります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他関係各方面の皆様にご迷惑おかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書

第37期 平成28年9月期（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

2. 今後の見通し

当社は、2019年4月期に特別損失に95,004千円計上済であり、2022年4月期の損益への影響が見込まれます。

以上